

.....

着手金・報酬金の目安

.....

ここでは、着手金・報酬金の標準額（目安）をご説明します。

実際の着手金額・報酬金額は、事件の難易度や必要な手続きの量など、個別の事情により増減します。ご相談を受けた後に、見積書をお示ししています。

1 民事事件（交渉，調停，訴訟など）の着手金・報酬金の目安

着手金は、求める経済的利益の一定割合の金額を頂戴します。求める経済的利益の金額が、紛争の実態に照らして明らかに大きいときは、紛争の実態に合わせて算出します。着手金の最低金額は、交渉の場合は10万円（消費税は別途）、調停や訴訟など裁判手続きの場合は15万円（消費税は別途）です。

報酬金は、得られた経済的利益の一定割合の金額を頂戴します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%相当額	16%相当額
300万円を超え3000万円以下の部分	5%相当額	10%相当額
3000万円を超え3億円以下の部分	3%相当額	6%相当額
3億円を超える部分	2%相当額	4%相当額

（いずれも、消費税は別途。）

2 家事事件についての特例

家事事件のうち、離婚、親子の面会交渉、親族間紛争調整など、求める成果を金銭的に評価しにくいものについては、次のとおりとします。

手続きの種類	着手金	報酬金
交渉，調停，離婚仲裁センター	20万円～50万円	20万円～50万円
訴訟	30万円～60万円	30万円～60万円

（いずれも、消費税は別途。）

調停から訴訟手続きに移行した場合は、調停受任時に受領した着手金の金額にも配慮して、訴訟の着手金を定めます。

財産分与や慰謝料など、財産的給付を伴う事件については、民事事件の着手金・報酬金の金額を参考に、加算します。

3 刑事事件

（1）着手金の目安

刑事事件の内容（手続きの段階）	着手金
-----------------	-----

起訴前の事件		15万円～30万円
起訴後の事件	通常の事件	30万円～50万円
	複雑な事件，裁判員事件など	50万円以上
保釈請求をする場合		上記に10万円を追加
再審請求事件，再審事件		50万円以上

(いずれも，消費税は別途。)

(2) 報酬金の目安

刑事事件の内容（手続きの段階）		結果	報酬金
通常事件	起訴前	不起訴	20万円～50万円
		求略式命令	前段の金額を超えない金額
	起訴後	刑の執行猶予	20万円～50万円
		求刑された刑が軽減された場合	前段の報酬金額を超えない金額
否認事件，事案が複雑な事件，裁判員事件など	起訴前	不起訴	50万円以上
		求略式命令	
	起訴後	無罪	60万円以上
		刑の執行猶予	50万円以上
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
		検察官上訴が棄却された場合	50万円以上
再審事件	再審請求	再審開始	50万円以上
	再審事件	無罪	60万円以上
		刑の執行猶予	50万円以上

(いずれも，消費税は別途。)

4 債務整理事件

(1) 一般の方（非事業者）の着手金，報酬金の目安

東京弁護士会の『クレジット・サラ金事件報酬基準』によります。

現在の報酬基準は次のとおりです（2013年1月1日施行）。

① 任意整理事件の場合

着手金は，下記の金額を上限とします。

	着手金の額
--	-------

債権者数が	1～2社	5万円
	3社以上	2万円×債権者数

(いずれも、消費税は別途。)

報酬金は、下記のアからウまでの金額の合計額を上限とします。

	種類	金額
ア	基本報酬金	和解成立時または過払金受領時に、2万円
イ	減額報酬金	残元金の全部または一部の請求を免れたときは、 請求を免れた金額の10%相当額
ウ	過払金報酬金	返還を受けた過払金の20%相当額

(いずれも、消費税は別途。)

② その他の債務整理事件

手続きの種類	着手金	報酬金
自己破産	20万円以内	20万円以内
個人再生	30万円以内	30万円以内

(いずれも、消費税は別途。)

(2) 事業者の着手金、報酬金の目安

手続きの種類	着手金	報酬金
自己破産	50万円以上	弁済額、配当額、配当資産 免除債権額、延払いによる 利益、企業継続による利益 などを考慮し、民事事件の 報酬金額を参考にして算出 する額。
自己破産以外の破産事 件		
会社整理	100万円以上	
民事再生		
会社更生	200万円以上	
特別清算	100万円以上	

(いずれも、消費税は別途。)